

令和5年6月29日招集

第37回

定例総会議事録

加茂市農業委員会

第 37 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和5年6月29日午後3時30分から下記議案審議のため第36回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

第 114 号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君	2番 西村修市 君	3番 長谷川正典 君
4番 坂内長市 君	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	9番 近藤サチ子 君
10番 吉村陽介 君	11番 渡邊繁明 君	
13番 梅田守康 君	14番 坂上武久 君	15番 小柳成吾 君
16番 坂上辰彦 君	17番 増井敬治 君	18番 浅川和夫 君
19番 永井尚文 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

12番 笠間栄一 君

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 番場 勇 君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 高橋正明 君	須田2番 牛腸利生 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田憲之 君 次長 大竹久範 君

(開会時刻：午後 3 時 30 分)

議長(永井尚文君)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
蒸し暑い日が続きますが、体には十分気をつけていただきたいと思います。
それでは、議事に入ります。
報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、12 番 笠間栄一君であります。
ただ今の出席農業委員数は、18 名で、会議成立の定数に達しておりますので、
これより加茂市農業委員会第 37 回定例総会を開会いたします。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、
2 番 西村修市君、3 番 長谷川正典君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第 114 号議案

「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長、太田です。

それでは、議案の 1 ページお聞きください。

【議案 114 号朗読後、説明】

番号 1 の譲渡人は、規模縮小を希望しており、当該農地の引受者をさがしていたところ見つかったため許可申請が行われたものです。

申請地は、新下条川バス停から信濃川堤防沿いの市道山島川西堤防線沿いに
行った住宅側の法下で、今回贈与される土地は三角形の形で畑として利用されておりましたが、現在は草刈りをして草刈りをした痕跡があり保全管理されています。

次に、番号3の申請地は、川西集落開発センター前バス停から ■■■ ほど川側に降りた辺りで、梨が植栽されております。

また、譲受人は隣接地で果樹園を営んでおり、譲受後、樹園地として利用する予定となっております。

この申請について、許可要件を満たしているか譲受人の経営状況を確認いたしますと、農業経営では、譲受人に年間150日以上 of 農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。以上によりまして、番号2の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

3番 長谷川正典君

3番(長谷川正典君)

3番、長谷川です。

6月12日に増井委員と、番号1の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

申請地では、畑として利用されておりましたが、現在は草刈りをした痕跡があり保全管理されています。今回申請の有った譲受人は隣接農地で果樹園を営んでおり許可後樹園地として利用する予定になっています。

申請地内に、現在利用されていない揚水機場がありますが、現状で周辺の耕作に支障を生じている様子はなく、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

議長(永井尚文君)

続きまして、9番 近藤サチ子委員

9番(近藤サチ子君)

9番、近藤です。

6月19日に坂内委員と、番号2及び3の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

番号2と3の譲渡人は同一人です。

番号2につきましては、一部保全管理されている農地もありましたが、桃

	<p>や梨などの樹園地として利用されています。今回申請の有った譲受人は許可後も樹園地として引き続き利用する予定になっています。権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。</p> <p>番号3につきましても、梨が栽培されており樹園地となっています。</p> <p>今回申請の有った譲受人は許可後も樹園地として引き続き利用する予定になっています。権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>議長(永井尚文君) ご苦労様でした。この案件に対してご質問、ご意見はございませんか。 ご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり) ないようですので、農業委員による採決をいたします。 本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり) 挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>ありがとうございました。 以上で本日の議案は全部終了いたしました。</p> <p>(議案審議終了 午後 3 時 45 分)</p>
議長(永井尚文君)	<p>これより、「報告案件」をお願いいたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局(太田憲之君)	<p>はい、事務局長、太田です。 【報告第1号朗読】</p>
議長(永井尚文君)	<p>事務局の説明が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。 他にご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり)</p> <p>ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。</p>
議長(永井尚文君)	<p>次に、「事務報告」をお願いいたします。 令和5年5月29日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。</p>

(事務報告)

【議案 6、7 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

7 番 飯岡委員。

7 番(飯岡佐治雄君)

7 番飯岡です。

20 日の下条の説明会で、どんな風な質問なり、今言われたようにうちらもそれなりに考えておかなければいけないと悪いと思うのですが。

事務局(太田憲之君)

事務局長、太田です。

質問はほとんどありませんでした。この日は、市長もいまして、市長が冒頭あいさつしました。農林課から地域計画とは何かという話をしました。その後、大竹次長から、これから行う意向調査の内容を説明しました。

あとは、各エリアに分かれて、それぞれエリアの中で問題点を話し合っていたいただきました。今回下条地区の委員の皆さんには、各エリアそれぞれに入っていました。それぞれエリアの中でそのエリアの農家の方からいろんな話が出たときに農業委員さんたちが、受け答えがある程度できるとありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長(永井尚文君)

他に質問はありませんか

ありませんか

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第 37 回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午後 4 時 6 分)

令和5年6月29日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

2 番 委 員

.....

3 番 委 員

.....